

ホスピタルアート普及協会会員規約

本協会は、社会貢献活動の一環として医療機関や高齢者施設で写真及び絵画の無料展示会を開催し、心暖まる作品を通じて、そこに集う多くの方々が癒され笑顔になれるよう、より快適な療養・生活環境を作り上げていくことを目的とします。

この活動に賛同する、企業及び個人、また作品を提供するクリエイター等を広く会員として募集するものであり、ここに会員規約を規定する。

(名称)

第1条 本協会は、ホスピタルアート普及協会と称する。

(事務所)

第2条 千葉県市川市二俣717-63、シーホネンス株式会社 東京支店内に置く。

(会員)

第3条 会員は、次の2種類とする。

(1) 正会員は、本協会の目的に賛同し入会した法人又は個人とする。

(2) 賛助会員は、本協会の事業を活動プロジェクト毎に賛助するために入会した法人又は個人とする。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第5条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

① 企業 入会金 50,000円 年会費 30,000円

② 個人 入会金 30,000円 年会費 10,000円

(2) 賛助会員

活動プロジェクト毎に賛助し、別途定める賛助金を納入する。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は毎年1月とし、1年分(1月1日~12月31日分)を前納する。ただし、新規会員は入会時に年会費を月割で前納する。

(会費の滞納)

第7条 会員は、会費の納入を1年分怠ったとき、会員の資格を停止される。さらに年間会費の納入を行わない場合、会員の資格を喪失する。

(任意退会等)

第8条 会員は退会届を理事会に提出し任意に退会することができる。ただし、3ヶ月以上前に本協会に対して予告をする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 任意退会等をしたとき。

(2) 解散又は倒産したとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利及び地位を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(役員)

第11条 次の役員を置く。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 理事 1名以上20名以内
- (3) 監査役 1名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第12条 代表理事は、本協会を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、代表理事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(理事会)

第14条 理事会は役員をもって構成する。ただし、監査役を除く。

(事務局)

第15条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

(事業年度)

第16条 本協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日までの年一期とする。

(会員規約の変更)

第17条 理事会の議決を経て、会員規約を変更できる。

(その他)

第18条 本規約において定めるもののほか必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は、平成26年 1月 1日から施行する。